

【諮問第 1 3 2 号】

1 7 川情個第 6 3 号

平成 17 年 10 月 18 日

川崎市教育委員会
委員長 宮 田 進 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

公文書開示請求に対する部分開示処分に係る不服申立てについて（答申）

平成 16 年 10 月 29 日付け 16 川教庶第 833 号をもって川崎市教育委員会委員長から諮問のありました公文書開示請求に対する部分開示処分に係る不服申立てについて、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

不服申立人の公文書開示請求に対する実施機関（川崎市教育委員会）の部分開示処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 不服申立ての趣旨及び経緯

(1) 平成16年9月2日、不服申立人は川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、請求に係る公文書の内容を次のとおりとする公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「実施機関教育委員会が不承諾処分をしたという、下記の全部承諾処分書記

平成11年10月25日 11川教庶第681号 個人情報閲覧等請求承諾通知書」（以下「本件対象文書」という。）

(2) 本件請求に対し、実施機関は平成16年9月16日付け16川教庶第720号により、業務繁忙を理由として同年11月1日までの諾否の決定期間延長を行った後、同年10月7日付け川教庶第680号により、本件対象文書中「宛名」については個人を識別することができる情報であるため不開示とし、その他の部分は開示とする本件処分を行った。

(3) 本件処分に対し、不服申立人は申立ての趣旨を「部分開示処分の開示処分の不開示（不承諾）を取り消せ。」とし、その理由を「教育委員会会議で議決等した部分開示処分の開示処分中の不開示（不承諾）処分の処分理由説明を受けてから、異議理由を述べます」とする不服申立てを行った。（当審査会諮問第132号）

3 不服申立人の主張要旨

平成17年6月21日付け意見書及び同日実施した意見陳述によれば、不服申立人の主張要旨は、次のとおりである。

本件処分通知書に記載されている「承諾」の文言の意味は、「承諾」であると同時に「不承諾」であると川崎市及び実施機関は裁判所に提出した文書や訴訟代理人・指定代理人らの発言で明白にしている。しかし、本件処分通知書上においては「承諾」、「不承諾」部分の特定や処分理由の識別が不可能であるとともに、閲覧時における供覧文書と通知書との同一性確認も不能であり、このような実施機関の重大な解釈・運用の誤りは情報公開制度上の根幹的問題である。

また、本件処分の専決は適正手続を踏んだ諾否処分であるか否か、諮問手続も同様に適正な手続を経由した諮問であるか否か、の確認は不可欠である。なぜなら、無効な行政に対して行う不服申立てや答申は信頼関係の上に構築されている情報公開制度体制を揺るがすものであり、非効率的行政運営であることが明らかであるからである。

4 実施機関の主張要旨

平成17年3月3日付け処分理由説明書及び同年5月17日実施の処分理由説明聴

取によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

実施機関としては、本件請求に係る対象文書として、「平成11年10月25日 11川教庶第681号 個人情報閲覧等請求承諾通知書」を特定し、対象文書中「宛名」については個人を識別することができる情報であり、条例第8条第1号に該当するため不開示とし、その他の部分は開示とする本件処分を行ったものである。

5 審査会の判断

- (1) 本件対象文書のうち実施機関が不開示としたのは宛名の部分のみであり、「宛名」は、条例第8条第1号「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの」に該当するので、不開示としたことに違法はない。
- (2) また、不服申立人は、閲覧に供された文書と通知書によって示された文書との同一性を確認できないと主張するが、本件請求においては対象文書が文書番号・文書の題名により具体的に特定されているので、その中の「宛名」部分のみが不開示であったとしても、閲覧に供された文書と通知書によって示された文書との同一性を確認することは可能である。

さらに、不服申立人は、本件処分通知書上においては「承諾」、「不承諾」部分の特定や処分理由の識別が不可能であると主張するが、本件処分においては、通知書に「開示請求承諾通知書（部分開示）」と明示され、不開示部分として「宛名」、その理由として「川崎市情報公開条例第8条第1号該当」と記載されていることから、「承諾」、「不承諾」部分の特定や処分理由の識別にも支障はない。

なお、不服申立人は、本件処分の専決や諮問手続が適正に行われたものであるかどうかの確認も必要と主張するが、当審査会において、この点に関して問題とするような特段の事情はうかがわれない。

以上の理由により、前記1に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	青柳	幸一
委員	安達	和志
委員	小坏	淳子
委員	杉原	麗